

産業常任委員会の記録

(農林振興課)

招 集 年 月 日	令和5年9月5日 (火)
招 集 の 場 所	松野町議会議場
開 会	9月8日 (金) 午前 9時02分
閉 会	同 上 午前10時23分
出 席 委 員	安西 博文、山崎 匡、加藤 康幸、森岡 健治、赤松 紀幸、 山石 恭助、山田 寛二
欠 席 委 員	
付 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町長 坂本 浩、副町長 八十島 温夫 課長 小西 亨、課長補佐 中平 大介 係長 細川 洋一、係長 古谷 直樹、係長 石川 玲子
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議会事務局長 大谷 吉廣、書記 岡崎 智恵子
付 議 事 件	1 議案第38号「令和5年度松野町一般会計補正予算(第3号)」 2 認定第1号「令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定につ いて」

安西委員長	<p>ただいまから、農林振興課所管の付託案件の審査を始めます。</p> <p>議案第38号「令和5年度松野町一般会計補正予算（第3号）」農林振興課所管分の審査を行います。</p> <p>担当課長に説明を求めます。</p>
小西課長	<p>議案第38号 令和5年度松野町一般会計補正予算（第3号）の内、農林振興課所管分の説明を申し上げます。</p> <p>予算書は14ページ、6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費 及び4目 担い手育成対策費の内、人件費を除く部分であります。</p> <p>詳細は、別添資料により説明します。お断りを申し上げますが、議員各位におかれましては、全員協議会にて、同様の資料にて説明をしました経過がありますので、内容が重複しますがご了承願います。そのこともあり、簡潔に説明させていただきます。</p> <p>資料1ページが、6款、1項、3目、農業振興費の18節に予算計上しましたキウイフルーツ花粉生産実証支援事業であります。平成29年度から、順次、事業を進めてきました当事業であります。前年度の精製機導入により、施設整備につきましては、大きく一区切りとなりました。今後は、産地化を図るために、栽培面積の拡大、栽培農家の獲得が課題となります。令和5年度に初めて収穫、販売にこぎつけることができました。定植、施設整備から4～5年が必要な事業であり、収穫までの時間がかかる作目ではありますが、収益性の高い産物であることは確証されてきました。今後は、いかに安価に施設整備を行い、面積を拡大するかにかかっています。現在、導入していますパイプハウスは、躯体が大きく、施設費も高額となりますことから、簡易な施設での栽培方法を県指導機関、販売・流通機関と検討してきました。結果、資料で提示しています施設が、様々な観点において、効率的であるとの結論に至り、普及のための実証事業を創設し、対応することとしました。今回は、栽培農家2戸が希望をしておりまして、それぞれの園地に導入</p>

できる施設を設計し、設備費を積算の上、予算化しています。実証事業は、輸入花粉相当量の30キロが収穫可能な面積を一つの目標とし、また、早期成園化を図るためにも、5年間の事業期間を設定しています。補助率も2/3とし、できるだけ農家の負担軽減を図りたい考えであります。補正額は、3,116,000円を計上しています。

次に、資料2ページ、4目、担い手育成対策費の17節に計上しました補正予算は、農林公社施設等整備事業であります。老朽化により故障した機器、2品目の更新に係るもので、補正予算額は6,235,000円であります。

一つは、資料左下の田植え機であります。今年度も修繕をしながら対応はしましたが、植え付け部分の故障が改善できず、次年度以降に支障を及ぼすため、予算計上をしたものであります。

もう一つは、資料右下の木材粉碎機であります。この機器は使用頻度が高い割に、使用内容が荒々しいものであり、故障しやすい機器でもあります。何回となく修繕も行い使用してきましたが、使用不能となったため、更新をお願いするものであります。どちらの機器も、メーカー設定の耐用年数、時間数を大きく上回っており、丁寧な使用に心掛けてはきましたが、限界となったものであります。

公社の性質上、町内農家の最後の受け皿的役割でもありますので、必要な機器を早急に整備することも不可欠であるため、ご理解を賜りたいと思います。なお、この機器整備につきましては、過疎債のハード分を充当し対応することとしております。

以上、議案第38号 松野町一般会計補正予算（第3号）の農林振興課所管分の説明であります。よろしくご審議賜り、ご承認いただくようお願い申し上げます。

安西委員長

担当課長の説明が終わりました。

委員からの質問を許します。

森岡委員

説明があつたかもしれませんが、このキウイフルーツのこれは、今

小西課長	<p>現在が2戸の農家じゃなかったかなと思いますが、それプラス2戸が新しく取り組むという理解でしょうか。</p> <p>キウイ農家は今現在3戸ございます。そのうちの2戸が面積を拡大したいという希望を出していただいて、今回対応するものでございます。</p>
山崎委員	<p>同じくキウイフルーツ花粉の事業の件なんですけど、先ほどのご説明で、5年をめどに目標を達成したいということだったんですけど、その辺のことにしましては順調に今のところ行っているような状況でしょうかお聞きしたいと思います。</p>
小西課長	<p>先ほど説明の中で申しましたとおり、現在県内で使われてる輸入花粉の数量が30キロ程度と言われております。産地全体で使ってる量につきましては100キロを超えておりますので、全体ではもう少し多いんですが、県の考え方としては、やっぱり、かいよう病のもとになる輸入の花粉を国産に置き換えたいという希望ですので、取りあえずその数量を1つの目標にしております。</p> <p>現在、3戸の農家が生産をしている園地面積によりますと、成園化すると約10キロの花粉が取れる計算になっております。今回整備する面積を足しますと、約20キロ程度の花粉ができる計算になりますので、あと今回程度の園地を整備すると1つの目標には達するのかなとは思いますが、それが終着点ではございませんので、できるだけ産地化をするには面積が欲しいと思っておりますので、目標の数量と面積拡大、その辺を勘案して、5年の間、割と高い補助率で面積を拡大して行って1つの産地化を図りたいという考えでおりますので、ご了解いただけたらと思います。</p>
安西委員長	<p>それでは、採決に移ります。</p> <p>ただいま審査しております、議案第38号について、原案のとおり御承認いただけますか。</p>
安西委員長	<p>(異議なしの声)</p> <p>賛成全員です。</p>

<p>小 西 課 長</p>	<p>したがって、議案第38号「令和5年度松野町一般会計補正予算(第3号)」農林振興課所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>続いて、認定第1号「令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、農林振興課・農業委員会所管分の審査を行います。</p> <p>担当課長に説明を求めます。</p> <p>認定第1号 令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、農林振興課、農業委員会の所管分を説明いたします。</p> <p>決算書は41ページ、成果説明書は64ページからとなります。</p> <p>まず、6款 農林水産業費、1項 農業費、1目 農業委員会費は、10,459,024円の決算額です。支出の主なものは、農業委員13名、農地利用最適化推進委員6名、および事務局職員の人件費や、県農業会議への拠出金などであります。</p> <p>農業委員会組織については、制度改正後3期目の改選期でありました。全19名の内、4名の農業委員、3名の推進委員が新任となりました。成果表の項目1、2に記載のとおり、法改正がなされる度に、農業委員の業務が増大している実態もあります。その活動支援のために、国の農地利用最適化交付金が制定されており、令和4年度から活用することとしました。</p> <p>しかしながら、併せて活動状況の公表、報告が必須項目として追加され、かつ、その活動内容に応じた点数による評価、査定を経ての交付に変更されました。厳しい条件が追加されての交付申請となりましたが、委員の活動実績が認められ、交付金額は912,000円の満額交付となりました。委員の献身的な活動に感謝を申し上げます。</p> <p>年間の活動としましては、毎月となる12回の定例農業委員会総会を開催しており、農地法第3条、4条、5条に基づく農地の所有権移転、転用など合計17件、41筆の審査を行いました。また、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定につきましては、10</p>
----------------	--

5件、259筆の申請を受理、承認をしているほか、必要に応じて法的手続き、相談業務を実施しています。

その他、農地の適正な管理のため、農地基本台帳の整備を行い、農地情報公開システムの活用に努めるとともに、9月には、農業委員、農地利用最適化推進委員、行政が一体となり、町内部落ごとに農地パトロールを実施しており、遊休農地の把握や違反転用の発生防止に努めました。

成果表はページが移り、65ページ上段、最終項目8ですが、農業委員、推進委員が、現地確認などに活用するため、タブレット3台を導入しています。導入経費は、項目ごとに、国の交付金を充当しています。現地確認アプリを利用することで、円滑な相談も対応でき、また、地図による現地確認ができています。

次に決算書42ページの2段目、成果説明書は65ページ下段、2目 農業総務費の決算額は24,013,148円です。主なものは、職員の人件費や事務経費、課所管の公用車管理費のほか、鬼北地区農業改良普及事業推進協議会、町土地改良区への事業補助金など、広域的な農業推進組織、団体への負担金、さらには経営所得安定対策直接支払推進事業に基づく町農業再生協議会への補助金となります。

※印は、令和4年産の米政策に係る経営所得安定対策の生産実績となります。983トンの生産目標数量に対して954トンの実績です。水田活用の直接支払交付金は、飼料作物や野菜等に転作した合計21.7haに対して4,124,190円が国から直接農家に交付されています。

次に決算書42ページ下段から43ページ上段、成果説明書は66ページから68ページ、3目 農業振興費の決算額は39,534,889円です。

項目1は、工事関係で、2ヶ所の解体・改修工事の内容であり、項目2は、負担金等の内容です。

(1) から (4)、及び (8) につきましては、鬼北地域農業振興協議会、北宇和高校農業教育振興協議会、鬼北地域果樹農業活性化促進協議会などの団体の活動に対して、例年どおりの支援を行ったものであります。

(5) は、J A えひめ南が事業実施主体となり、鬼北町にある柚子搾汁施設を、3年計画で改修している事業の2年目であります。事業費1/3の市町負担金の内、出荷割合により算出した松野町分の事業負担金1,667,000円であります。

(6) の農業振興費補助金は6,311,028円であります。作目生産部会等に対する支援で、農協の生産部会、公社等を通じて、栽培管理対策、梅振興対策、振興作物推進対策、生産・流通加工対策、有害獣対策に対して助成しています。

アの管理対策補助金では、野菜部会以下、8つの部会、部門の会員に対して、園地土づくり、改植・新植の推進、資材購入への助成を行いました。

67ページに移り、イの梅振興対策では、加工に係る原材料などに対して、ウの振興作物推進対策では、農林公社などが実施した梅ハウスの改修や育苗ハウスのパイプベンチの購入、キウイ花粉事業の実証試験などに助成を行っています。

エの生産・流通加工対策では、かごもり市場品質向上対策への支援、桃の出荷に伴う流通経費に対する支援を行っています。

オの有害獣対策は、国、県事業の対象外となる軽微な対策も含め、町内の要望6件に対応したものであります。

(7) の農業団体補助金750,000円は、農協の生産部会や協議会、グループなど10団体に対する運営費補助金として支出しています。

68ページに移り、(9) の特産品振興支援事業2,194,460円は、市町振興協会の助成金を受けて実施したものであります。補助率は1/2、事業実施主体は、町特産品販売促進協議会とな

ります。活動内容は、「虹の森公園まつの」の販売促進活動であり、米の統一ブランド「まっさら米」の立ち上げ、販売開始に伴うものが主な事業であります。地域ブランド米として、奥内地区の棚田米も販売を開始し、併せて支援を行ってきました。

(10)は、県補助事業の未来型果樹産地強化支援事業で、キウイフルーツ花粉事業の精製機購入に係るものであります。事業実施主体は松野町農林公社であり、税別の金額8,482,000円を助成し、うち1/3が県費補助金となります。

(11)は、肥料・燃料価格高騰緊急支援金であり、地方創生臨時交付金を財源に、主食用水稲の生産農家に10aあたり7,000円を支援したものであります。総数は283人、支援額は13,514,600円であります。

次に決算書43ページ、成果説明書は69ページの4目 担い手育成対策費の決算額は60,383,598円であります。

項目1としまして、農業部門の地域おこし協力隊の内容を掲載しています。当該年度は、年度末時点で、3年目1名、1年目1名の2名の協力隊員が在籍しており、農林振興課担当職員や農林公社、県鬼北農業指導班の指導を受け、開発団地の再生、加工桃の栽培、町特産品目の栽培技術の習得等に努めてきました。3年目の隊員においては、桃栽培に加えて、卒業後を見据えた農業活動も実践してきました。活動経費は、特別地方交付税で措置されており、報酬、旅費、家賃、自動車借上料のほか、活動に係る需用費に充当しています。

項目2の委託料では、(1)総合営農拠点施設等の指定管理者である株式会社松野町農林公社に対して、営農拠点施設や育苗施設、梅加工施設などの指定管理料として、23,950,000円を支出しました。通常の管理料に加えて、追加支援分の対応をいただいたものであります。

項目3は、農林公社の施設改修として対応したものであります。

老朽化したトマトハウスA棟自動カーテンの張替工事で、合計1,727,000円であります。

項目4は、備品購入であり、コンバイン他の購入であります。

項目5は、補助金関係であり(3)は、多くの農家要望に対応したアグリレスキュー事業に対する補助金として、3,500,000円を農林公社に支出しているほか、(4)は、農業を始めて間もない新規就農者1名に対して、県から給付される農業次世代人材投資資金843,766円を支出しています。

(5)は、町単事業の認定農業者経営支援事業で、11名の認定農業者に対して、農業機械等の設備更新に2,200,000円を支出しているほか、(6)は、担い手育成対策事業費補助金として、農業経験のない協力隊員の指導、研修生の受入対応に対し、3,500,000円を農林公社に支出しています。

(7)は、町農林公社の農業研修生受入の体制整備と、認定農業者の機械整備のために、県の担い手総合支援事業を活用して実施したものであり、事業総額は4,178,000円であります。詳細としまして、アからエに記載をしています。高所作業車は社会事情による繰越分であります。

次に決算書43ページ最下段から44ページ上段、成果説明書は70ページ、5目 農地費の決算額は20,630,030円であり、支出の主なものは、農業農村整備事業に係るものであります。

項目1、2は、目黒西の川地区農道舗装工事関係で、測量設計、工事費を合計して9,123,000円であります。舗装が完了したことに伴い、町道陽の地線の延長部分として移管をしました。

項目3の県営中山間地域総合整備事業に係る負担金は、町負担金10%、地元負担金5%分の6,750,000円の支出で、各地区の内訳は、記載のとおりであります。この事業は、水路改修を残すのみとなっており、令和5年度で完了となります。

項目4は、令和4年度から新規に制度設計した町単独事業であり、

農道や水路等の簡易な改修に対応するための助成事業であります。年間5部落分を予算計上しています。事業費1,000,000円を限度に9割を助成するものであります。当該年度は、一覧にある部落の申請を受け付け、それぞれの水路改修が実施されました。令和5年度も、後の5部落から申請を受けており、2年間で全ての部落の要望に対応しています。まだまだ、要望箇所は多いため、当面継続する必要性を感じています。

次に決算書44ページ2段目、成果説明書は71ページから72ページ、6目 日本型直接支払事業費の決算額は42,273,740円であり、この主なものは、中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度の二つの制度に取り組んだものであります。

項目2の中山間地域等直接支払交付金は、町内20集落が協定を結び、交付対象面積は約181.8haとなっており、31,906,862円を交付しています。依然として、生産条件の厳しい傾斜のある農地において、維持、保全の大きな支えとなっています。

交付金額の内、国が1/2、県、町が1/4ずつを分担する仕組みであり、次の多面的機能支払交付金も同様であります。

項目3は多面的機能支払交付金であり、14の集落が取り組みを実践しており、交付金の合計は9,107,500円であります。

72ページに移り、事業ごとの内訳は、(1)アとして、農地の多面的機能を支えるための農地維持支払交付金、共同活動の状況をイとして、農道や用水路等の補修や更新等を支援する資源向上支払交付金の状況を記載しています。

次に決算書44ページの3段目、成果説明書は73ページから74ページ、7目 鳥獣被害対策費の決算額は34,738,425円であります。

内容としましては、先ず、項目2の有害鳥獣捕獲報償費が9,269,000円であり、駆除に対する報償費で、その実績は、シカの484頭を筆頭に記載一覧のとおりであります。

項目3は、有害鳥獣対策で活躍している森の息吹に対する、有害鳥獣解体処理施設の指定管理料として4,700,000円を支出しています。

項目4は、備品購入であり、処理室の衛生管理のための電解次亜水生成機の購入であります。

ひとつ飛んで、項目6は、鳥獣被害防止施設整備事業として、3名の認定農業者等に対して、進入防止柵の設置費用の2/3、県補助金も含み1,088,964円を補助しています。

項目7は、一斉捕獲の実施、有害鳥獣の捕獲や確認などの事業に対して、鳥獣被害対策事業費補助金6,800,000円を、森の息吹に対して支出しています。活動の内容は、(1)から(3)に具体的に記載をしました。防止のための捕獲活動、ジビエとしての有効活用の状況をご確認願います。

74ページに移り、項目8は、鳥獣被害防止総合対策交付金であります。(1)は、例年どおりの緊急捕獲活動支援事業、いわゆる捕獲報償費の追加措置分であります。県費10/10の補助率で、総額6,625,000円であります。捕獲頭数は報償費の実績と同様であり、成獣、幼獣別の単価により算出しています。

(2)は、備品購入に係る内容であり、受け入れから出荷まで、在庫管理も含めた一元管理システムを導入しています。消費者が商品についているQRコードを読み取ることで、商品の情報を入手することができ、トレーサビリティにも対応したものであります。システムに係る部分は補助対象であり10/10の補助率であります。

項目9は、県の補助事業である「ひめチャレ」を活用し、まつのジビエの販売促進活動を行ったものであります。大臣表彰の受賞、長引くコロナ禍を契機とした、販売戦略の展開であります。内容は、一般向けの商品開発と直売所の設置、更には、新たなジャンル開拓として、ペットフードの商品開発と販売を開始したものであります。事業費総額は、1,298,130円で1/2の県補助を受け

ています。

次に決算書44ページ最下段から45ページ上段、成果説明書は75ページの上段、2項 林業費、1目 林業総務費の決算額は20,344,537円であり、山林委員12名の報酬、職員の人件費と、林業関係各種団体への負担金が主なものであります。

次に決算書45ページ中段、成果説明書は75ページ中段から76ページ上段、2目 林業振興費の決算額は35,408,611円であります。

項目1は、担い手確保対策としての旅費、会場の借上料であります。以下、括弧書きで森林環境譲与税と標記している項目につきましては、譲与税を財源充当しています。

項目3の委託料では、表の2段目、森林経営管理法に基づく森林経営管理業務として、森林環境譲与税を財源に、奥野川・延野々地区での森林整備を実施しています。3段目は、林道橋梁の内、老朽化に伴い、補修の必要なものを、年次的に手入れするものの調査設計委託であります。

項目5の負担金では、(1)南予森林管理推進センターの運営費負担金に2,512,000円を支出しています。この負担金も、全額、森林環境譲与税を充当しています。

(3)搬出間伐促進事業費補助金に3,336,484円を、76ページに移り(4)造林事業費補助金としては、県造林事業補助金の交付対象となった経費の10%の継ぎ足し補助を行い、5,498,853円を支出しています。

(6)は、森の国まきステーションの運営費補助として7,000,000円を支出しています。ぽっぽ温泉の排煙装置故障により、約10ヶ月の間、まきの出荷制限が続くなど、厳しい状況が続いてはいましたが、経営努力により黒字決算を維持できています。

項目6は、森林環境譲与税基金積立金であります。先ほど説明しました充当分の残額13,052,980円と利息4,295円の

合計13,057,275円を基金として積立を行いました。基金の最終残高は27,376,108円であります。

次に決算書45ページ下段から46ページ上段、成果説明書は76ページの中段、3目 森林基幹林道整備費の決算額は7,456,086円であります。

項目1は、委託料であり、工事に係る測量設計の他、年間を通じた管理のための草刈りなどの清掃業務であります。

項目2は、工事請負費で、延野々遊鶴羽線の開通を見越し、奥野川側の法面崩落防止対策を行ったものであります。

項目3は、広域基幹林道豊岡宮川線の事業費負担金1,345,000円、項目4は、緑資源幹線林道広見篠山線、日吉松野線の開設に伴う受益者組合助成金1,881,723円を支出しています。

次に決算書46ページ2段目、成果説明書は76ページの最下段、3項 水産業費、1目 水産業振興費の決算額は1,002,000円であります。広見川と目黒川において、例年どおり漁業協同組合等が実施したウナギとアユ等の放流事業について、広見川漁協に269,000円、目黒川協議会に215,000円を支出しました。

それに加え、高知県流域も見据えた広域的な種苗対策として、令和4年度から、広見川に288,000円、目黒川に186,000円の追加放流を実施しました。全てを合わせた総額は958,000円であります。その他、広見川漁協、目黒川協議会への運営費補助金を支出しています。

歳出の最後、ページは少し進んで、決算書の63ページ下段あたり、成果説明書の116ページの上段、11款 災害復旧費、1項 農林水産業施設災害復旧費、2目 林業施設災害復旧費の決算額は483,000円であり、林道小唐井線の災害復旧に係るものであります。支出は、測量設計委託のみであります。工事につきまして

は、林道施設内に水道施設が敷設されている関係もあり、昨今の社会事情により、物資の供給が追いつかないことなどに鑑みて、令和5年度に繰越としています。令和5年8月末の工期をもって完了の運びとなっています。

以上が歳出決算についての説明であります。

次に歳入ですが、主なものにつきまして決算書にて説明いたします。

まず、8ページ最上段、2款 地方譲与税、3項、1目、1節 森林環境譲与税は、16,900,000円です。

次に、9ページの中段あたり、12款 分担金及び負担金、1項、1目 農林水産業費分担金、1節 農地費分担金は、中山間地域総合整備事業に係る地元分担金2,250,000円です。

次に、12ページ下段、14款 国庫支出金、2項、4目、1節 林業振興費補助金は677,000円で、内容は備考の説明のとおりであります。

次に、14ページ最下段、15款 県支出金、2項、4目、1節 農業委員会費補助金は、農業委員会の運営に対する交付金で3,998,994円、2節 農業総務費補助金は、経営所得安定対策事業に対する県補助金で1,875,000円、3節 農業振興費補助金は、えひめの未来チャレンジ支援事業と、未来型果樹産地強化支援事業の補助金で、合計3,476,000円であります。

ページが15ページに移り、4節 担い手育成対策費補助金は、備考欄説明のとおりで、総額1,684,766円であります。

5節 日本型直接支払事業費補助金は、中山間地域等直接支払交付金23,930,127円、多面的機能支払交付金6,838,622円と、推進事業費補助金を合計して総額31,121,749円となります。

6節 鳥獣被害対策費補助金は、駆除の補助として、有害獣駆除対策事業費補助金3,145,000円、鳥獣被害防止緊急捕獲活

<p>安西委員長</p> <p>山崎委員</p>	<p>動支援事業費補助金5,714,000円、設備整備の補助として、ジビエ利用拡大加速化支援事業費補助金3,080,000円ほかで、合計12,508,800円であります。</p> <p>全節を合計し、4目 農林水産業費県補助金の合計額は、54,665,309円であります。</p> <p>次に、18ページ最上段、18款 繰入金、2項、5目、1節 土地改良区運営支援基金繰入金は6,622,528円で、基金の閉鎖に伴い基金会計から繰り入れたものであります。</p> <p>次に19ページ最上段、20款 諸収入、4項、1目 雑入、9節 市町振興協会交付金の備考欄、市町振興協会助成金1,700,000円の内、特産品振興支援対策事業分が1,010,000円となります。</p> <p>最後に、20ページ、21款 町債、1項、1目、1節 過疎対策事業債の内、農林振興課所管事業分としまして、ハード事業分33,200,000円、ソフト事業分15,700,000円の合計48,900,000円が含まれています。対象事業につきましては、成果説明書の6、7ページに記載されているため、各自、ご参照願います。</p> <p>以上、大変長い説明となりましたが、認定第1号 令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定についての内、農林振興課、農業委員会の所管分についての説明であります。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>担当課長の説明が終わりました。</p> <p>委員からの質問を許します。</p> <p>1点だけお聞きしたらと思います。</p> <p>成果説明書の68ページなんですけれども、肥料燃料価格高騰分の対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で一反当たり7,000円の肥料代、また燃料代の補助が出たと思うんですけど、恐らく交付金は今年度で終わりなのかなと思っているんです</p>
--------------------------	---

<p>小 西 課 長</p>	<p>けれども、米農家にとって非常に助かった政策でして、来年度はやはりこういう形での補助金というのは、どういう意向になるのかお聞きしたらと思います。</p> <p>もう恐らく、来年度はないんだらうなというふうには感じているんですけども、お答えしていただけたらと思います。</p> <p>この交付金につきましては、4年度5年度と対応させていただきました。どちらも臨時交付金の交付があったことを原資に行っておりますので、交付金の交付がなければ、同等のものをそのまま続けるというのは厳しいのかなというふうに感じております。依然として肥料、燃料が高騰したままで下がらない実態は把握しておりますので、今後どういった形で支援ができるのか、また検討させていただいて対応したいと思いますが、米農家につきましては人数も多いし面積も広い、扱う量が大きいということで、なかなか際に触れての助成が出来なかったのが実態であります。</p> <p>今回のようにある程度大きな財源をいただくと、広く皆さんに支援をすることができるんですが、その辺の交付金の状況を見ながら、今後検討させていただいたらと思います。</p>
<p>山 崎 委 員</p>	<p>内容についてはよく理解させていただきました。財源も要ることですのでなかなか厳しいとは思いますが、先ほど、課長がおっしゃられた燃料もしくは肥料の高騰というのは、ずっと続いております。</p> <p>米価の上がり方についても、僅かに上がったぐらいでして、今年においてはもし何か対策等で補助ができるようであれば、ご検討をしていただいたらと思います。</p>
<p>加 藤 委 員</p>	<p>1点ばかりちょっと、お聞きしたいんですけど、成果説明書の林業振興費負担金等の内容について、南予森林管理推進センター負担金、2,512,000円、これ森林環境譲与税からということになってまして、森林環境譲与税基金積立金13,000,000円、その中から2,510,000円は補填したということですよ。ちょっとそ</p>

<p>小 西 課 長</p>	<p>こが、ちょっと合点がいかんもんで、もう1回ちょっと説明のほどを願いたい。</p> <p>今回、75ページの成果表で説明をさせていただいた、かぎ括弧をつけて森林環境譲与税を財源に充てているという説明をさせていただきましたが、これにつきましては当該年度分で交付を受けた譲与税をそのまま充当いたしております。4年度については、交付を受けたものを全て使い切っておりませんので、その残額を最終的に基金に積立てたということになっておりますので、ご理解いただけたらと思います。</p>
<p>加 藤 委 員</p>	<p>そこで、一応これ令和4年度森林環境譲与税のこの事業費の中にはないわけですね。もしそれであれば、この繰越しっていうそこ、金額的に、左右すると思うんやけど、ちょっと私の勉強不足かもしれませんがちょっと合点のいかんところがありまして、トータル的にはこの中でするんやったら200何万円、事業、譲与税のほうは300何十万円、ちょっと数字的なもの、再度ちょっと説明願います。</p>
<p>小 西 課 長</p>	<p>76ページの2目林業振興費の6番のところを見ていただけたらと思います。森林環境譲与税を充当したものが3,847,000円余りで、それに基金の利息を足した積立ての支出をしたものの合計が13,000,000円余りです。それを基金に足し込んだ最終的な4年度末の基金の残高が27,000,000円になっているというふうに説明を申し上げたところでございます。</p> <p>森林環境譲与税の用途については、山石議員さんからも林業関係で一般質問を受けたときに、少し譲与税の内容については触れましたけれども、林業整備に係る部分、森林経営管理法に係る部分について活用をしなければなりませんので、それに財源を充ててまいりました。</p> <p>4年度につきましては、まだ交付を受けたもの全てを使い切っておりませんが、その中でも少し申しましたように、令和5年度からは、経営対策事業についても、ボリュームを増やして、森林整備に力を入れておりますので、令和5年度については、譲与税満額支払い</p>

<p>加藤委員</p>	<p>をする予算立てをさせていただいております。</p> <p>そういうことを見ましたら、令和6年で譲与税というのは満額の交付で20,000,000円を超えるんですけども、支出のほうも増額をしてきますので、基金については積立っておりますけれども、あまりこう増えていくものではないというふうな見通しを立てております。そういうことにも鑑みまして、この森林環境譲与税については有効に活用していかないといけないと思っておりますので、その点またご理解をいただいたらと思います。</p> <p>要するに何でもですけど森林環境譲与税そのものを、南予森林管理推進センターの負担金に充てるのはどうかと、あくまでも、森林環境税は、ほかにする事業に対して出していただいておりますね、ただこの負担金だけに、譲与税を充てるのは、私個人としてはどうかと思います。</p>
<p>小西課長</p>	<p>そこで見解をちょっと聞きたいと思います。</p> <p>センターの設立から譲与税の充当につきましては、これはもう既に、何年も経過をしております、その当初から議会に説明して予算計上させていただいておりますので、経過を振り返ることはどうかかなと思うんですが、森林管理推進センターをつくった経緯というのは、各市町でこの森林環境譲与税を全てフルに使うことがなかなか難しい状況がありますので、それを解決するために、宇和島市、鬼北町、そして南予森林組合と一緒に立ち上げたセンターでございます。言わば、本来市町がやらないといけない仕事をセンターに預けてやっていただいておりますので、本来、この財源を活用して町がする仕事をセンターでやってもらっている。ですから、センターにこの譲与税を充当することは何ら問題ないと思っておりますし、反対に、一般財源を充ててこの仕事をするののほうが、私は問題になるのではないかというふうに思っております。</p> <p>センターにつきましては、大きな2つの責任を持って仕事をしてもらっております。1つは先ほど来から言っておりますように、森林整</p>

備の基本になる部分についての仕事であります。それともう1つは、仕事をしていく上でどうしても必要なのが担い手の確保であります。その担い手の育成確保する部分についても、単体の市町ではなかなか進んでいかないのでこのセンターでやっていただいている実績がございまして。その点についても研修制度でありますとか、一般質問の中でお答えをさせていただいておりますので、余り細かく重複は避けたいと思うんですが、センターの活動自体は本来市町がやらないといけない部分を、3市町と森林組合の合同でやっているということでございまして、その点、センターの性質とか、仕事の内容をご理解いただきまして、この充当についてもご理解をいただければと思っております。

加 藤 委 員

根本的に譲与税は、使い道等、それは国のほうから、このように使いなさいと、そういうあれはないかもしれませんが、現実においてですね、譲与税は間伐等、いろいろそういった方面に、いろいろな使い道があると思うんですよ。こんな負担金の中に譲与税を押し込んで負担するよりかはですね、個人個人がいろいろ山を持つと。そういった中で間伐もしたい、木も切りたい、いろいろな面に使い道あると思うんです。そこらはちょっと、合点が個人的ですよ。あくまでも、ただ、国のほうで、負担金でも使うてもええわえというそういった、規定も、ないかあるか、ように分かりませんが、何でも、例えば、ふるさと納税納めたらそれは自由に使いなはいよ、これを、この項目やった、使ってもいいですよと、そういうのと一緒ですね、何でもやっぱある程度の基本はあると思うんですよ。いきなり譲与税からこれ負担金にまわしたらええと、そうやなしに、やっぱ個人個人の、そういったものをね、身になって、ほかの使い道があるんじゃないかと。山の木も邪魔になって切りたいけど、それは高齢者で切れん。そういったときに誰かに来てもらおう。まして今から高齢者が多くなってくるわけですから、そういう、私の考えで、いやこういうとるけど私が言いよるだけな話であって、あなたたち理事者がする意味はないと思

<p>坂本町長</p>	<p>うんですよ、私の個人の考え言いよるんですから。そこらようにして、答弁してください。</p> <p>森林環境譲与税、森林環境税、国民から税を預かって、市町村あるいは都道府県に分けて配分していただく、その仕事を、今言いましたように何でもええっていうわけじゃないんです。森林を守ること、特に放置森林をどうするか、そして担い手を確保すること、それをやってるんです。森林管理推進センターでその仕事を、ただそれは松野町だけではなくて宇和島、鬼北、松野の3市町でやったほうが効率がいいから、人も集まるからやってます。そこのセンターに森林環境譲与税、本来の使用目的である森林環境譲与税を負担金として入れる。私は何の問題もない、これは、愛媛県下でも先進的な事例です。そうやってセンターをつくって、森林環境譲与税でやらなければいけない仕事を共同処理するという。分かりますか。</p>
<p>加藤委員</p>	<p>分かりますか、言うて下目で言うてもろうても困るんです。分からないから聞きよるだけであって、そうでしょう。何でも基本があるんですよ。これを使うたらええて、基本があるわけですから。今みたいに、町長言われたように目下で分かりますか、分からんから聞きよるんですよ。それはちょっと、私はこれ専門家やありませんもんで分かりませんが、あんまり理事者の方、目下のほうで分かりますか。分かりますか言うて、私が議員になってもいろいろなことがあるんですから、これ専門に担当でやるとるわけやないですから、そのために担当課いうのがあるんですから。そこらを我々の分かりやすいように説明してもらわんとはいけません。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>それではすいません。私の態度が悪かったんだと思います。</p> <p>森林環境譲与税は、その使い道があります。森林を守るため担い手を確保するためです。その仕事を南予森林管理推進センターでやります。ですから、その仕事をやってる以上、森林環境譲与税をその負担金として、入れています。私はそれは問題がない、県下で先進的な事例でもありますし、評価をいただいていると思っています。</p>

加藤委員	<p>分かりました。</p> <p>私もね、それなりにいろいろ勉強もしてきましたと思ってますし、要するにやっぱりこういうのはね、何回も言うたけど、基本もあってこれはこうに使い道とか、それはいろいろあると思いますもんでそれはそれなりに私も勉強する余地もあると思いますもんで、また理事者の方です、そこらもいろいろ1足す1は2やなしにちょっと1足す1が2.5ぐらいでも構わない、ちょっとこう、幅の広いものの考え方で、そういった使い道とか、いろいろな面も工夫していってもらったら、ありがたいなと思ってます。</p>
山田委員	<p>鳥獣対策の件についてちょっと、お聞きしたいと思います。</p> <p>特にサルの被害なんですけれども、昨年の実績では、14頭を捕獲してるという実績があるんですが、その捕獲以外に、何が言いたいかなら最近、豊岡とかそういったところにも、うちの近所も含めてなんですけど、猿が大分頻繁に出てきてますので、特にこれといった大きな被害は聞いてないんですけど、ちっちゃな子どももおったりして、人への被害がちょっと、懸念というか、ちょっと心配なので、その捕獲以外に、追い払うとか、サルをその地域からちょっと、よそへ移したらまた被害が出るんですけど、そういったサルが頻発することに対する捕獲以外の対策とか、そういったものがあればちょっとお聞きしたいなと思います。</p>
小西課長	<p>有害獣の被害を防止するためには、大きく3つのことがあると言われております。</p> <p>1つはそのものを取ってしまう駆除ですけれども、あとは、地域で防御をする、もうサルが入らないことをやる。それと追い払ってしまう。そういうことが、やっぱり基本の大原則としてはございますので、被害の防除をするためには、やはり駆除の最先端である猟友会を中心とした、駆除隊にお願いをしているところがありまして、その方たちの追い払い活動というのも、実際にはやっていただいております。</p> <p>これはたちごっこになるところがどうしてもありますので、最終</p>

的に捕獲まで行くのは、特にサルという動物については、難しいというのはいま皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、農作物への被害が出ることを食い止めるのが私たちの担当分野の仕事であります。宇和島とか都市部においては、イノシシが住宅地の中に出たとか、サルが住宅地の中に出てとかということが、報道でもなされますが、松野は農地と住宅地の境目が余りないので、どこに出てもそういう報道はされませんが、人家の近くでサルが出たとかいう話は、もううちにも再々かかってきます。その都度、猟友会の方に、追い払いとか駆除のお願いをして地道に活動してもらっているのが、今の状況でございますが、やはり防御せずに被害に遭うというのは避けていただきたいと思うので、防御施設の助成とかもやっておりますし、そういうものを活用して、なるべく被害に遭わない状況をつくっていく。それは、できれば、個別ではなくて、地域全体で対応しましょうね、という指導も私たちがさせていただき、そういう助成の内容も、説明をさせていただいたりしますが、なかなか金額もかかりますし、うまくいかないというのも現実はあると思います。しかしながら今は、昔は電柵を張ってましたけれども、その管理がなかなか難しい。草が当たると、機能を発揮しないということもあるので、今は鉄の柵を張り巡らしているというのが現実的な防衛になっております。それも大分浸透してきておりますので、主要な部分の囲い込みは結構終わってきてはいるのかなと思いますが、そうなればなるほど、やってないところに対しての被害が集中するということになりますので、今からはそういう個別な個人のあまり生業としてじゃない農業、家庭菜園の延長みたいなところに対しての被害が結構増えておりますので、そういうところをどう防御するかということもひとつ視野に入れてやっていかないといけないと思いますが、なかなか決定打というものがないので、何回も言うように、地道な活動を続けていくしかないかなというふうに思っております。

また猟友会の方たちと、森の息吹と一緒に実践をしていきた

山 田 委 員	<p>いと思いますので、またよろしく申し上げます。</p> <p>先ほど具体的な事例としては挙げてなかったんですけど、うちの事例なんですけど、ちょうど庭にスイカをたまたま2、3個作って、そしたらちょうど今から食べようかなというときに、サルがちょうど来まして、それで、サルがもう抱えて、その目の前を通ったので、そのスイカぐらいなら大した被害じゃないんですけど、ちっちゃな子どもとかおった時に、それ直接的に被害が出て困るなというのがあって、私はその時には、ロケット花火で追い払いはしたんですけど、2、3回そういうことを繰り返していくとしばらくは来なくなるんですが、またほとぼりが冷めたら、また出てくることなんで、課長が言われたように、いちごっこであると思いますが、なかなか有効な対策がとれんのも分かるんですけど、被害が出ないうちに、特に人的な被害、農業的な被害ということを言われましたけども、最終的に人的な被害が出ると、ちょっと大変なことになるとと思いますので、地道な活動の中に、ちょっとどのようにしていったらいいか、具体的な対策をまた検討していただいとったらというふうに思います。</p>
赤 松 委 員	<p>人・農地プランについてお伺いをしたらと思います。</p> <p>農地利用最適化の推進が農業委員会の必須業務となり、新たに農地利用最適化推進委員制度が設けられまして、農業推進の基礎となる、農地の利用の最適化を図るための人・農地プランの策定への参加が法定化されるとともに、農業委員と推進委員の報酬等に対する財源支援の交付金も設置されたところでございます。</p> <p>そのような現状におきまして、各地域の実態に基づいた農地利用を図り、特に農地の集積・集約の実現には、大変な業務であると考えます。そのような状況下にあって現在、人・農地プランの推進状況がどのようなになっておるのか、ご説明をいただいたらと思います。</p> <p>それともう1点ですが、成果表の76ページ、3目に、森林基幹林道整備費というのがございまして林道維持管理業務委託料、1,205,594円が支出をされております。これ継続的に支出されている</p>

小 西 課 長

ようございますが、その業務内容と委託料の積算の考え方、それから財源等について、お教えをいただいたらと思います。

まず1点目の人・農地プランの推進状況でございます。

これは以前に説明をさせていただいた時に関わっていただいた議員さんなら、ご存じかもしれませんが、3年前に実質化をなささいということが、国から言われまして、そもそも作っていた人・農地プランが実効的なのかどうなのか、その実態を含めてしっかりと実質化をなささいということを言われまして、各10部落に入っていって、現在の耕作者が10年後どうなりますかという地図をつくって、皆さんと話し合いをさせていただいた経過がございます。

その時には、農家のアンケートをまずやって実態を把握した上で地図をつくって、コロナ禍であったので余り多くの方に集まっていたけなかつたんですが、農業委員さんや主要な農業関係者の方に集まっていたいて、部落ごとに全て話し合いをさせていただいて、再度まとめあげたものが、人・農地プランを実質化したということになっております。

今はそれを人・農地プランをなるべく実効的に進めていくということが、その推進をするということになりますけれども、人・農地プランについては、人と農地を結びつける、農業の未来予想図みたいな言われ方をしております、まさにそのとおりだと思っております。そこには、地域の中で、農業を担っていく人の名前も具体的に記載しておりますし、そこに載っていることが国の補助事業、県の補助事業の対象にもなるというふうな位置づけでありますので、そのものについての重要性は十分認識しながら進めさせていただいております。

このプランの推進を図るためだけに、年に1回は集まっていたいて各地区での協議もしながら、内容の精査もさせていただいておりますし、農業委員会の定例会をする中でも、農地の流動化をするのに、このプランとの整合性はあるのかないのか、その中に担い手の位置づけがあるのかないのかというような視点からも協議をしていただい

ておりますので、農業委員会の活動の基本的な部分に、この人・農地プランを位置づけながら事業を進めておりますので、その年度ごとの更新をさせてもらいつつ、内容の精査も図りながら、できるだけ多くの方に、このプランの中に名前を刻んでいただいて、農業担い手としての位置づけを明確に自分で確認をしながら、農業に参画していただきたいということで、その状況については推進しているところでございます。

今年の当初予算の説明の折に、この人・農地プランが今度地域計画という違う法律に置き変わって、また計画をまとめ直さなくてはいけないんですということを、若干説明したと思うんですけども、人・農地プランの存在というのは、令和6年度末までというのは、令和6年度末までに、これにかわる新しい地域計画というものを作らなくてはなりませんので、今、農業委員会と農林振興課を中心にしまして、それぞれ役割分担がされておりますので、新しい計画をつくる準備段階に入っております。

そのためには今年度、もう一度農家の方に、アンケートもしなくてはなりませんので、かなりもう一度手間をかけなくてはならないんですが、実態を把握した上で、新しい計画に置き換えていく作業を進めたいと思っておりますので、人・農地プランと新しい計画の連動性とか、継続性みたいなものも、少し頭に置いていただきながらこのものについては捉えていただければというふうに思います。

あと大規模林道の維持管理につきましては、今まで地元の方をお願いをして、年間を通してずっと草刈り作業をしていただいていたところでございます。

非常に単価も安い中で、献身的にやっていただいて、これぐらいの支出で林道がきれいに管理出来ていたということを考えますと、非常にありがたかった話ではございますが、4年度まではこの状況で管理をさせていただいたんですが、皆さん高齢になって、なかなか個人で行政のお手伝いをするのが難しいというような実態になって、今年

赤松委員	<p>度からは南予森林組合さんに委託をしているような実態でございます。この委託業務につきましては、林道の維持管理の特に草刈りの部分に対してお金を使わせていただいておりますので、その点またご理解をいただければと思っております。</p> <p>人・農地プランにつきましては、詳細に説明いただきまして、よく分かったわけでございますが、基本的な農地の利用についてのプランというものは、策定をされているようでございます。そういう中で、今後の松野町の農政を考えた場合には、やはりこういう計画に基づいた農地の利用等を図っていかなければ、本町の農業の将来はなかなか難しいんじゃないかと思えます。そういうことから計画も大事ですが、その計画に基づいたその実行ですね、そこら辺はぜひ町や農業委員会とも連携をとりまして、当然地元が中心の事業でございますが、そこら辺を十分連携をして、この事業が一步でも前進していけますよう、よろしく願いをしたらと思えます。</p> <p>それから林道の維持管理の関係でございますが、具体的に3名の地元の方で作業をしていただくということが、成果表に説明があったわけでございますが、ここへ載っておるのは、林道の日吉松野線と広見篠山線と2ヶ所の林道関係という説明でございますが、これ4年度までは、3名の方に作業をしていただいたという説明でございましたが、5年度からは、森林組合のほうに委託をされるということでございますので、もう実態が変わっておるので、とやかく言うわけではございませんが、今までは2つの林道をこの3人の方でされよったということで、理解しとっていいわけでしょうか。</p>
小西課長	<p>基本的には奥内地区というか、延野々から奥内の林道を中心に作業をやってもらった実態があります。</p> <p>というのは、住民の方が使用している部分の維持管理を、なるべく中心にやりたいということで、向こうが住民の方の通行がございまして、あちらのほうを中心にやっていったという実態がございまして。ただ豊岡の方については、部分的には使えますけれども、まだ住民の</p>

<p>赤 松 委 員</p>	<p>方が使用する段階に至っておりませんので、それとまだ工事も途中でございますので、奥内のほうの林道を中心にやっていたという実績がございますけれども、それによって支出をした金額がこの金額であるというふうにご理解をいただけたらと思います。</p> <p>分かりました。あえて林道の維持管理のことを申し上げたわけですが、ご案内のとおり本町は大変環境の良い地域でございます。というのは反面、草が大変生えるわけございまして、地域住民にとって草刈り作業は、大変な年間を通じた重労働でございます。そういう中で、林道ではこのように部分的ではございますが、維持管理をされておる。それから町道につきましては、まだ建設環境課の業務説明は終わってないのですが、直営班のほうで維持管理をしていただいとる町道に対しては、それから一般の農道等については、多面的な機能支払交付金、その農地維持交付金等の何かを活用して、農道等の管理をしているというのが実態だと思います。そういうことで大変維持の仕方にも、それぞれの部署や施設によっていろいろなやり方があるわけですが、とにかく地域にとって、地域住民にとっては大変草刈り作業というのが大変でございますので、そこら辺も全体的に一体的に、ひとつどっかの部署で検討をしていただいて、松野町全体の環境が、草等に対しての環境がよくなるように、ひとつご尽力をいただいたらありがたいと思います。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>今の林道の管理の件なんですけれども、ご指摘のとおり、農道、それから町道林道、それぞれやり方が変わっております。それに公共施設の周辺とか、あるいは人家もあり、本当に除草作業というのは町民の方に大変な負担になっているというふうに思います。ただこれを全て行政がやるというのはもう不可能なことでございますので、住民の皆さんと役割分担をしながら、全般的にどういう支援ができるのか、例えば、住民の方がボランティアでやっていただくところについては、燃料費なり、あるいは消耗品なりを支給していくのか、昔は愛り</p>

<p>山 石 委 員</p>	<p>バー制度とか、河川敷とか県道をそれぞれの住民団体に振り分けて管理をしていくというやり方もありました。</p> <p>そういったものが果たして機能するのかなど、ちょっとこれは農林振興課ということではなくて、全庁的に、検討したいと思いますので、またお知恵がありましたら、拝借したいと思います。</p> <p>私のほうからは、森林環境税について1つ質問があります。</p> <p>現在、森林環境譲与というものは出ておりますが、令和6年から個人住民税均等割で徴収される森林環境税というのが出るそうですが、これも、今出ている環境税と同じように用途目的とか使用区分なんかが分かれて、ちゃんとそういう目的が出来て交付されるのか、また松野町にも、交付があるのか、その点をちょっと聞きたいのですがよろしくをお願いします。</p>
<p>小 西 課 長</p>	<p>山石議員さんの一般質問のときにも森林環境譲与税の内容が含まれておりましたし、もう少し踏み込んだお話なのかなというふうに感じました。</p> <p>森林環境譲与税はちょっと先ほども言いましたが、個人の住民の方が、税負担をされる森林環境税という税金を払いますと、それを1回国が徴収をいたしますけれども、それを各市町、県の状況によって再配分して振り分けてくれる。それが森林環境譲与税になります。</p> <p>本来は個人の方が税負担をしないと譲与税の交付は始まらないというのが基本であるんですが、昨今の森林整備の状況を見たときに、森林環境譲与税は、もう先出しで国が自治体に交付をするということで始まっておりますので、交付は令和2年度から始まったというのが現状でございます。</p> <p>それと、一般質問の時にも言いましたように、東日本大震災の復興税の納付が今年で終わりますので、その税負担に引き継ぐように、税金の徴収が始まるのは令和6年からということになっております。ですから個人の方が払われるのは令和6年なんですが、譲与税の交付については2年から始まっていた。段階的に引上げが行われるんですよ。</p>

	<p>ということも説明の中に加えましたが、先出しをして、譲与税を交付しているという現実もあるので、国のトータルが200億円のベースから400億円、600億円、来年が満額の交付になるので、国全体で600億円の譲与税の交付が始まるということになります。</p> <p>ですから、財源としての確保、個人から税金を徴収し、納めていただく財源の確保が始まる時に、初めて満額の譲与税の交付が始まるという仕組みになっておりまして、少しその辺の仕組みが分かりづらいところがあったかもしれませんが、内容としてはそのような仕組みで、譲与税の交付が満額で始まります。</p> <p>ですから、今、受けている譲与税が、金額の大小は変わりますけれども、仕組みが変わるわけではございませんので、引き続き譲与税を受けながら、先ほど来ありますように、森林経営管理法に基づく森林整備、そして担い手の確保・育成に対して、この譲与税を有効に使っていきたいというふうに考えております。</p>
安西委員長	<p>それでは、採決に移ります。</p> <p>ただいま審査しております、認定第1号について、原案のとおり御承認いただけますか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
安西委員長	<p>賛成全員です。</p> <p>したがって、認定第1号「令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」、農林振興課・農業委員会所管分は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。</p> <p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。</p> <p>令和5年11月16日</p> <p>松野町議会産業常任委員会委員長 安西 博文</p>